

# 愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 規則

○外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則	第9号	(総務部総務課)	1
○愛知県事務処理特例条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	第10号	(市町村課)	2
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第11号	(情報企画課)	2
○愛知県名古屋飛行場管理規則の一部を改正する規則	第12号	(航空対策課)	3
○知事が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第13号	(県民総務課)	4
○愛知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	第14号	(社会活動推進課)	4
○県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	第15号	(大気環境課)	4
○愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則	第16号	(資源循環推進課)	5
○指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	第17号	(高齢福祉課)	5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	第18号	(障害福祉課)	5
○愛知県心身障害者コロニー管理規則の一部を改正する規則	第19号	(同)	6
○愛知県立農業大学校規則の一部を改正する規則	第20号	(農業経営課)	7
○砂防指定地内における行為の規制等に関する規則の一部を改正する規則	第21号	(砂防課)	7
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	第22号	(建築指導課)	7
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	第23号	(同)	8
○愛知県財務規則の一部を改正する規則	第24号	(会計局管理課)	8
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例施行規則を廃止する規則	第25号	(国民健康保険課)	14

## 規則

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

### 愛知県規則第九号

外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則の一部を改正する規則  
外部監査契約の相手方の資格を証する書面等の閲覧期間を定める規則(平成十一年愛知県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「第二百五十二條の三十六第五項」を「第二百五十二條の三十六第六項」に改める。

### 附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する



に改める。

別表第二十四第一号の表中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改め、同表第三号中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

様式第三十三中  
「第3項  
第40条第5項」  
を  
「第4項  
第40条第6項」  
に改める。

様式第四十六及び様式第四十七中  
「東三河総局長  
県事務所長」  
を  
「東三河総局長  
県事務所長」  
に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第四十六及び様式第四十七の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十六号

愛知県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年愛知県規則第百十八号）の一部を次のように改正する。  
第十六条中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十七号

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年愛知県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（条例第二十二條の五において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録）

第六条 条例第二十二條の五において準用する条例第五条第一号の規則で定める記録は、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成三十年厚生労働省令第五号）第四十二条第二項各号（同令第四十三条に規定するユニット型介護医療院にあつては、同令第五十四条において準用する同項各号）に掲げる記録とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第十八号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年愛知県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。